

主 要 記 事 の 要 旨

酒税制度の概要及び論点について —アルコール関連問題及び経済理論からの視点—

梶 善 登

- ① 我が国では、「酒税法」(昭和28年法律第6号)により、酒類に対して酒税が課されている。酒類は、人々の間に円滑なコミュニケーションをもたらすなど良い面を持つ一方、過度の飲酒が飲酒者に依存症や臓器障害を引き起こしたり、他者に飲酒運転による交通事故などの被害をもたらすなど悪い面も持っている。飲酒に関連する社会的問題をアルコール関連問題という。本稿では酒税について、アルコール関連問題との関係や経済理論の視点に着目しつつ考察する。
- ② 我が国での酒類の消費の状況をみると、全体での消費量が減少する中、需要がビールから低税率の発泡酒や新ジャンルへと移行しており、また低税率のカクテル系酒類の普及が進んでいる。このため、純アルコール1l当たりの酒税額は、近年減少傾向にあり、いわば「より安価で酔いが回る」といった状況になっている点に注意する必要がある。
- ③ 飲酒の状況をみてみると、飲酒習慣のある者は男性35.1%、女性7.7%となっている。また、アルコール依存症の疑いがある者は、昭和59年の336万人から平成15年には440万人に増加しているという。
- ④ アルコール関連問題による社会的費用を推計すると、昭和62年で6兆6374億円、平成20年で4兆1483億円となる。これらは、医療費、アルコール関連疾病や交通事故等による早期死亡、疾病による生産性の低下などに係る費用の合計である。また、アルコール性肝疾患による死亡数が増加している点が注目される。
- ⑥ 酒税の根拠を酒類がぜいたく品であることに求めることは困難であり、酒税は酒類が持つ負の外部性を補正するピグー税として捉えることができよう。酒税がピグー税としての側面を持つならば、酒税が移出数量を課税標準とする従量税であることは適切である。
- ⑦ 酒税は、販売価格を通じて酒類の消費とそれに連なるアルコール関連問題に影響を与えうる。酒類の価格の引上げは、現在の消費量を減少させるだけでなく、習慣性や依存性を防止することから将来の消費量をも減少させる可能性がある。酒税がアルコール関連問題に及ぼす効果については長期的な視点が重要となろう。
- ⑧ 今後、酒税の改正においては、ビールと発泡酒等とに係る税率の調整が議論されると見込まれる。あるべき税率の方向性については、酒類のもたらす良い面と悪い面とのバランスをも考慮しつつ、様々な角度から議論されることが望まれる。

酒税制度の概要及び論点について

—アルコール関連問題及び経済理論からの視点—

財政金融課 梶 善登

目 次

はじめに

I 我が国及び諸外国の酒税制度

- 1 我が国の酒税制度
- 2 諸外国の酒税制度

II 飲酒の状況及び健康との関係

- 1 酒類の消費及び問題飲酒者等の状況
- 2 飲酒と健康との関係

III アルコール関連問題

- 1 アルコール関連問題による社会的費用
- 2 アルコール関連問題による悪影響
- 3 諸外国における酒税制度を通じたアルコール関連問題への対応の状況

IV 酒税の経済理論

- 1 酒税の根拠
- 2 従価税と従量税との違い
- 3 酒税はアルコール関連問題にどのような効果を持ちうるか

おわりに—今後の酒税の改正に向けて—

はじめに

酒類は、我が国において古くから共同体や集まりの中で飲まれ、人々の間に円滑なコミュニケーションをもたらしたり、個人の生活において適量の飲酒により身体や精神の緊張を和らげたりするなど親しまれてきた。また、日本で生み出された日本酒等は、我が国の重要な文化資源ともなっている。しかしながら、酒類は、飲酒者に意識状態の変容をもたらす、すなわち酔いの感覚を与えるという致酔性の性質を有している。過度の飲酒は、致酔性を通じて飲酒者に転倒や墜落などの事故を起こしたり、ハラスメントや暴力行為、飲酒運転による交通事故等により他者に被害を及ぼしたりする場合がある⁽¹⁾。また、慢性的な飲酒は、アルコール依存症や臓器に障害を発生させて、飲酒者の自殺や早期の死亡へとつながってしまう場合もある。飲酒による未成年者⁽²⁾や妊婦を通じた胎児への悪影響等も懸念されよう⁽³⁾。これらの飲酒により引き起こされる問題は、「アルコール関連問題」といわれている。

我が国でのアルコール関連問題への取組みとして、平成12年度から開始され平成24年度に終了した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」⁽⁴⁾がある。健康日本21では、アルコール関連問題への対応として「多量飲酒者の割合を減少させる」、「未成年者の飲酒をなくす」、「節度ある適度な飲酒の知識の普及」と

いう三つの目標が設定されていた。健康日本21の最終評価においては、我が国の成人1人当たりのアルコール消費量は10年以上にわたり減少してきたものの、目標の一つである「多量飲酒者の減少」については男女ともに改善がみられなかったとされている⁽⁵⁾。

本稿では、酒類を対象に課税される酒税をとりあげる。とりわけ、前述の酒類の負の側面と酒税との関係に着目する。というのも、酒税は、酒類の販売価格に影響を及ぼすことで酒類の消費量を引き下げて酒類の負の側面を緩和したり、アルコール関連問題による社会的費用を補償したりする可能性があるからである。後述のように、世界保健機関（WHO）による「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」においても、価格設定を通じた方策が示されている。もっとも、酒税の引上げによる販売価格の上昇は、適量の飲酒により酒類の良い面を享受する人々にとっては望ましくない事態である。酒類の良い面と悪い面とのバランスをも考慮した上で、酒税率の適正な水準等について議論することが必要である⁽⁶⁾。

I 我が国及び諸外国の酒税制度

1 我が国の酒税制度

(1) 我が国の酒税の概要

我が国の酒税は、「酒税法」（昭和28年法律第6号）により、酒類に対して課せられる租税である⁽⁷⁾。酒税の歴史は古く⁽⁸⁾、所得税にとって

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成25年5月30日である。

(1) 「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」（昭和36年法律第103号）により、すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならないとされている。

(2) 「未成年者飲酒禁止法」（大正11年法律第20号）により、未成年者（満20歳未満のもの）による飲酒は禁じられている。

(3) 健康日本21企画検討会・健康日本21計画策定検討会『21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）について報告書』（平成12年2月）pp.(5-1)-(5-10)。<http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/pdf/all.pdf>

(4) 同上

(5) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室「『健康日本21』最終評価について(7)アルコール」『週刊社会保障』66(2670), 2012.3.19, p.63.

(6) Thomas F. Pogue and Larry G. Sgontz, "Taxing to Control Social Costs: The Case of Alcohol," *American Economic Review*, vol.79 no.1, Mar. 1989, pp.235-243.

表1 酒税制度の沿革（関連税制の制定、主な改正等）

年次	事項
明治4年7月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札取与並収税法規則の制定
昭和15年3月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭和28年2月	酒税法（現行法）の制定
昭和37年4月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、従価格制度の採用、申告納税制度の採用）
平成元年4月	酒税法の大幅改正（級別制度の廃止、従価格制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平成9年10月 平成10年5月	酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平成18年5月	酒税法等の一部改正（酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）

（出典） 国税庁課税部酒税課「付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）」『酒のしおり』（平成25年3月）p.3を基に筆者作成。

代わられるまでは、我が国において税制の中心を占めていた。酒税の税収は、平成24年度当初予算でみて1兆3390億円（国税収入の約3.1%）となっており、現在でもその税収上の重要性は無視できない⁽⁹⁾とはいえ、国税収入に対する割合は減少している⁽¹⁰⁾。表1は、我が国の酒税制度の沿革について、その概要をみたものである。

(2) 酒税の税率

酒税法は、酒類をアルコール分1度以上の飲料⁽¹¹⁾とし、その製造方法の違いにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四つに分類している。我が国の酒税では、種類、品目、アルコール分等により税率が異なる分類差等課税制度が採用されている（表2参照）。分

表2 我が国の酒税の税率

区分	税率(1kl当たり)	アルコール分1度当たりの加算額
○発泡性酒類（ビール）	220,000円	—
発泡酒（麦芽比率25~50%未満）	178,125円	—
〃（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡性酒類（ホップ等を原料としたもの（一定のものを除く。）を除く。）	80,000円	—
○醸造酒類	140,000円	—
清酒	120,000円	—
果実酒	80,000円	—
○蒸留酒類（連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、原料用アルコール）	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円
○混成酒類	(アルコール分21度未満) 220,000円	(アルコール分21度以上) 11,000円
合成清酒	100,000円	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円
粉末酒	390,000円	—

（出典） 財務省「酒税の税率」<<http://www.mof.go.jp/tax-policy/summary/consumption/123.htm>>

類差等課税制度は、間接税に伴う負担の逆進性を緩和することを目的としており、具体的には高級酒の税負担を重く、大衆酒の税負担を軽くすることで低所得者の負担増を抑える意図を持っている。また、酒税は、販売価格に一定割合を乗じて課税額を算出する従価税でなく、原則として移出数量に基づく従量税となっている⁽¹²⁾。

(7) 我が国の酒税改革を論じたものとして、桑原龍太「酒税改革をめぐる諸問題」『税制研究』(49), 2006.1, pp.69-80などがある。

(8) 我が国の酒税の起源は、室町時代に足利義満が造酒屋に税を課したことに始まるといわれている。酒税は、明治初期までは酒類の製造特権に対する対価（営業免許税）としての性格を帯びていた。明治4年の「清酒、濁酒、醤油醸造鑑札取与並収税法規則」により免許税と売上代金に定率で課税する醸造税とを併課する方式が採られた。薄井信明著、大蔵省大臣官房文書課編『間接税の現状』（ファイナンス別冊）大蔵財務協会、1987, pp.59-61。

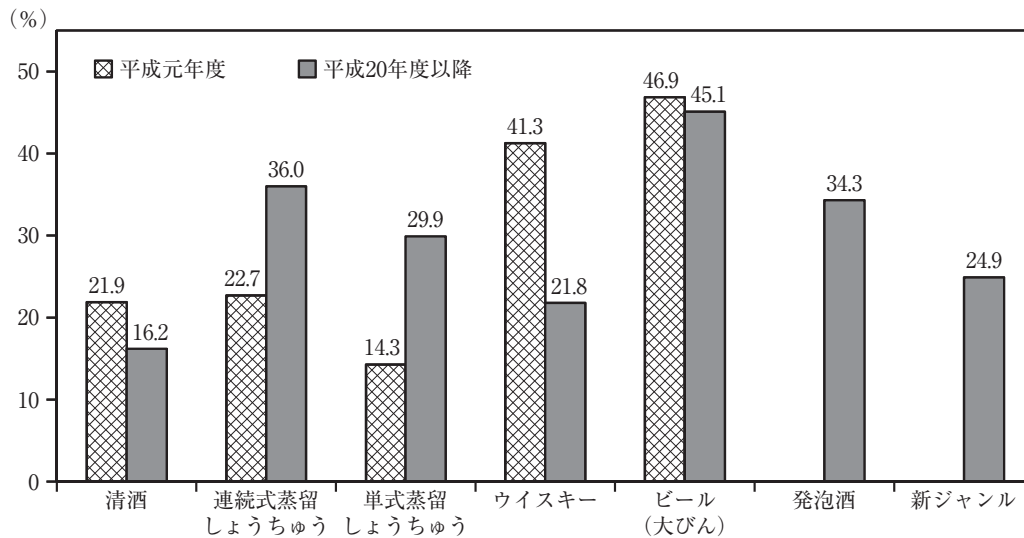
(9) 金子宏『租税法（第17版）』弘文堂、2012, p.645。

(10) 後掲の図2も参照。

(11) アルコール分90度以上のアルコールについては、原則として、「アルコール事業法」（平成12年法律第36号）が適用され、酒税法の適用外となる。ただし、酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として製造する場合、90度以上でも酒税法が適用される。

(12) 蒸留酒類等ではアルコール分により税率が加算される場合がある。

図1 主要酒類の酒税等負担率（平成元年度、平成20年度以降）



(注) なお、ビール（大びん）には、容器保証金5円が含まれている。また、ウイスキーについては、平成元年度はアルコール分43度、平成20年度以降は同40度となっている。

(出典) 国税庁課税部酒税課「付表1 主要酒類の酒税等負担率表」「付表2 酒税等の負担率の推移」「酒のしおり」（平成25年3月）p.13を基に筆者作成。

図1は、酒類間の税負担を比較するため、酒税額と消費税額との合計額を代表的な商品の小売価格（税込）で除した酒税等負担率をみたものである。酒税等負担率をみると、平成元年度から現在（平成25年度）まで、ビール（大びん、633ml）が最も高くなっている⁽¹³⁾。ビールに次いで酒税等負担率が高いのは、平成元年度ではウイスキー（41.3%）であったが、平成20年度以降では連続式蒸留しょうちゅう（36.0%）となっている⁽¹⁴⁾。

近年のビールの高い税負担率を背景に、最近では発泡酒、そして、酒税法の定義上ビール、発泡酒のどちらにも属さないいわゆる新ジャンル（第3のビールともいう。以下「新ジャンル」と

いう）が市場に普及している。発泡酒や新ジャンルは、麦芽使用比率による税率の違いに着目して開発された酒類で、低価格ながらビールに近い味を出した「節税ビール」ともいわれる⁽¹⁵⁾。これらは酒税法上、互いに異なる酒類となるものの、代替性の非常に高い商品群を形成している（表3）。

(3) 酒税収入の推移

図2は、昭和35年度から平成25年度までの酒税収入について、収入額及び国税に占める割合（対国税収入）の推移をみたものである。酒税は、昭和35年度以降、ほぼ毎年のように収入額を伸ばし、昭和63年度に2兆2021億円と

(13) ビールの税率が高いのは、ビールを舶来の高級酒としてきた過去の名残であるという。しかし、今日ではビールは冷蔵庫の普及に伴い各家庭で広く愛飲されるようになり、明らかに大衆酒となっているという意見も多い。一例として、三木義一編著『よくわかる税法入門—税理士・春香のゼミナール（第6版）』有斐閣、2012、pp.277-288。

(14) かつて我が国の酒税制においては、ウイスキーの税率がしょうちゅうの税率に比べて高率であったことから、海外から税負担の格差縮小が主張されてきた。平成7年には、しょうちゅうの低い税率が「関税および貿易に関する一般協定」（GATT、ガット）に違反しているとしてEU、アメリカ、イギリス及びカナダから世界貿易機関（WTO）に提訴され、敗訴した。これにより、ウイスキーの税率が引き下げられるとともに、しょうちゅうの税率が引き上げられることとなった。「焼酎税率引き上げでもウイスキー党は復活しない？」『エコノミスト』75(11)、1997.3.11、p.89；森信茂樹「過去の事例に学ぶ—TPPと焼酎 内外税率格差是正で大幅増税に 逆風をはねのけ輸入ウイスキーを撃破」『DIAMOND online』2011.11.7。<<http://diamond.jp/articles/-/14739>>

(15) 「酒税法改正探る大蔵省 節税酒 シェア拡大なら増税」『日本経済新聞』1995.5.18。

表3 ビール、発泡酒及び新ジャンル（第3のビール）に係る酒税率

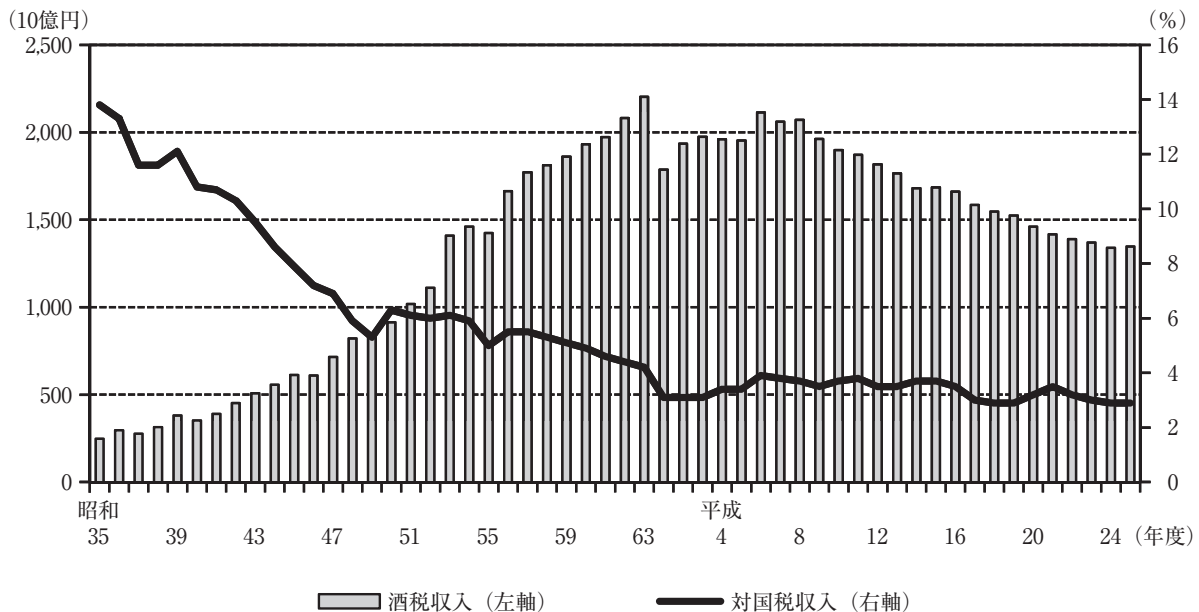
区分	ビール	発泡酒	新ジャンル（第3のビール）	
酒税法上の分類	ビール	発泡酒	その他の発泡性酒類	
表示	ビール	発泡酒	その他の醸造酒 (発泡性) ①	リキュール (発泡性) ①
酒税法上の定義	・麦芽・ホップ及び水を原料として発酵させたもの ・麦芽・ホップ・水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの。ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の10分の5を超えないものに限る。 (酒税法第3条第12号)	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの (酒税法第3条第18号)	糖類・ホップ・水及び大豆・えんどう・とうもろこし等を原料として発酵させたもの (酒税法第23条第2項第3号イ)	麦芽比率50%未満の発泡酒に麦由来のスピリッツを加えたもの (酒税法第23条第2項第3号ロ)
適用される酒税率 (350ml換算)	220,000 円/kl (77 円/350ml)	134,250 円/kl (47 円/350ml) (麦芽比率 25%未満の場合)	80,000 円/kl (28 円/350ml)	

(注) ビール及び発泡酒はアルコール分が20度未満のものに、新ジャンルはエキス分*が2度以上のものに限る。新ジャンルは、酒税法において「その他の醸造酒」又は「リキュール」に分類される酒類であるが、「その他の発泡性酒類」として特別税率が適用されている。

*エキス分とは、酒税法において、温度15度の時において原容量100cm³中に含有する不揮発性成分のグラム数と定義される。不揮発性成分とは主にブドウ糖などの糖類や乳酸などの有機酸である。独立行政法人酒類総合研究所『お酒のはなし』6（平成16年9月13日、平成24年1月27日2版）p.1.

(出典) 各種資料を基に筆者作成。

図2 酒税収入及び国税に占める割合の推移（昭和35年度—平成25年度）



(注) 平成23年度までは決算額、平成24年度は補正予算、平成25年度は当初予算である。

(出典) 国税庁課税部酒税課『酒のしおり』（平成25年3月）等を基に筆者作成。

ピークを迎えたが、平成6年度以降収入額の減少が続いており、ここ数年は1兆3000億円を上回る程度となっている。

酒税収入は、昭和63年度から平成元年度に

かけて4160億円減少している。この背景には、酒税法が平成元年度に大幅改正されたことがある（表1参照）。酒税は、昭和63年度まで従量税を原則としつつ一部の高価格酒に高率の従価

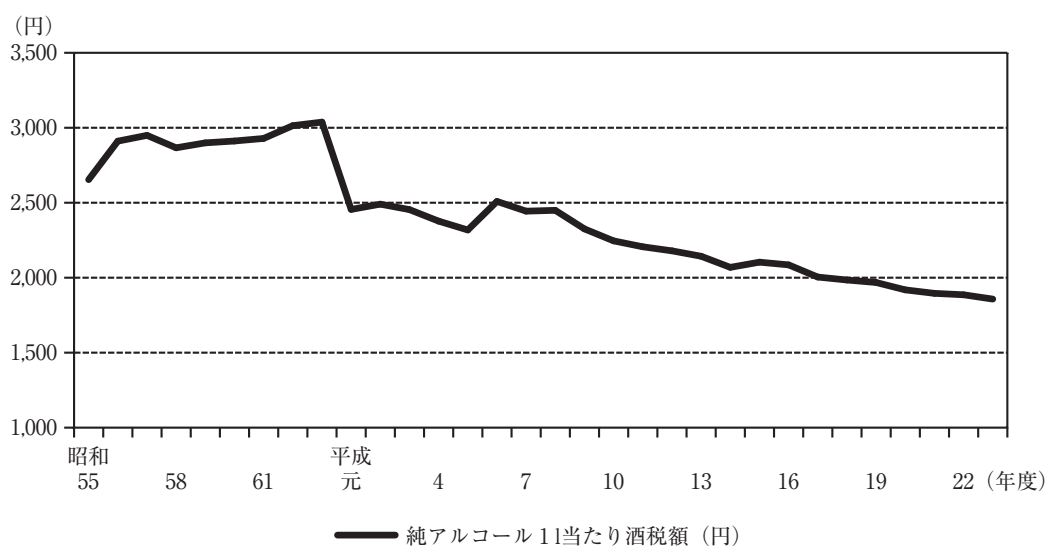
税を適用する課税方式となっていた。しかし、税制調査会等において、酒類間の税負担の格差縮小を図る方向で検討すべきとされたことから、平成元年度に税負担率の高いビールや清酒、ウイスキー類等について実質減税が図られる一方、しょうちゅうや果実酒については税負担の引上げがなされた。また、酒類には同年に導入された消費税が併課されることとなり、消費税との負担の調整のため酒税率の引下げが実施された⁽¹⁶⁾。

(4) 純アルコール 11 当たりの酒税額

図 3 は、昭和 55 年度から平成 23 年度までの純アルコール 11 当たりの酒税額（以下「単位当たり酒税額」という）を推計したものである⁽¹⁷⁾。単位当たりの酒税額は、平成元年度に大きく低

下しているが、これは前述のとおり消費税導入に伴う酒税率の引下げを反映したものである。近年、単位当たり酒税額は低下を続けており、平成 13 年度の約 2,140 円から平成 23 年度の約 1,860 円へと約 13% 低下している。これは、消費量が多くかつ酒税収に占める割合が高いビールから、ビールよりも酒税率の低い発泡酒や新ジャンルへと消費が移行していることや、「その他の発泡性酒類」の特例税率が適用される低アルコール分のカクテル系酒類が普及していることを反映しているものと考えられる。実際に、我が国では、低アルコール分のカクテル系酒類について比較的安価で販売されており、また、新ジャンルについては海外産のものが 100 円以下で販売されている例もあるという⁽¹⁸⁾。「はじめに」で述べた酒類の致酔性の観点からみれば、

図 3 純アルコール 11 当たりの酒税額（実質ベース（平成 22 年基準））の推移（昭和 55 年度—平成 23 年度）



(出典) 国税庁「長期時系列データ」<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>> 等を基に筆者作成。

(16) 国税庁『昭和 63 年 改正税法のすべて』大蔵財務協会，1989，pp.477-491。なお、平成元年の酒税法改正により、酒税収入は、当初予算ベースで 3470 億円の減収額が見込まれ、消費税との負担調整を除く実質的な減税額は 1800 億円強と見込まれた。

(17) 純アルコールとは、アルコール分 100 度をいう。酒類の区別の販売（消費）数量に各区分のアルコール分の推計値を乗じて各区分の純アルコール消費量を算出し、これらを合計して年間の純アルコール総消費量を得た。消費者物価指数（平成 22 年平均基準）により物価調整した各年の酒税収入を年間の純アルコール総消費量で除することにより、単位当たりの酒税額の推計値を算出した。各区分のアルコール分の推計値として、清酒 15 度、しょうちゅう 25 度、ビール 5 度、ウイスキー・ブランデー 40 度、みりん 14 度、果実酒・甘味果実酒 12 度、スピリッツ 5 度、リキュール 5 度、発泡酒 5 度、その他 5 度とした。設定に当たり、国税庁課税部酒税課「付表 1 主要酒類の酒税等負担率表」『酒税のしおり』（平成 25 年 3 月）p.13、特例税率の適用状況などを参考にした。

単位当たり酒税額が低下している点に注意する必要がある。

2 諸外国の酒税制度

(1) 諸外国の酒税制度の概要

表4は、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ及び韓国の酒税制度についてまとめたものである。一般に欧州諸国では、蒸留酒、ビール、ワイン（醸造酒）、中間製品といった大まかな分類に応じて課税されている。アメリカでは、連邦政府のほか州、地方政府によっても課税されており、その税率はそれぞれ異なる。韓国では、販売価格を課税標準とする従価税を採用している点に特色がある。

蒸留酒については、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスのいずれもアルコール分及び製造量に応じて課税されている。

ビールについては、イギリス、ドイツ、フランスではアルコール分（ドイツはプラト一度⁽¹⁹⁾）及び製造量に応じて課税され、アメリカでは製造量に応じて課税されている⁽²⁰⁾。なお、我が国の発泡酒は、英語では「ローモルトビール」と呼ばれ、海外にこのような商品分野はないとされている⁽²¹⁾。ただし、諸外国ではビールと分類されていても、我が国では発泡酒に分類される商品もある⁽²²⁾。

酒類には、個別消費税としての酒税や一般の消費税（付加価値税等）以外に、他の税が併課

される場合がある。韓国⁽²³⁾では、酒税に加えて教育税が酒類に課されている。これは、教育の質的向上を図るために必要な教育財政の拡充に必要な財源を確保するための租税である。フランスでは、社会保障法に基づき、アルコール分が18度を超えるものについてアルコール飲料特別税が酒税に併課される⁽²⁴⁾。

また、ヨーロッパでは、市場統合が各国の酒類の販売制度に影響を及ぼしている。例えば、ドイツのバイエルン純粋醸造令(1516年)はビールの成分を大麦、ホップ及び水に限定してきたが、ドイツが同令に適合しないビールの国内流通を禁止したことは、自由な商品流通を規定した欧州経済共同体条約に違反するとした判決が1987年に欧州共同体司法裁判所から出されている⁽²⁵⁾。

(2) 酒税負担割合の国際比較

表5は、諸外国の酒類の租税負担の状況を比較したものである⁽²⁶⁾。表5の税額には、酒税のほか財一般に課される付加価値税や売上税なども含まれている。

蒸留酒については、消費税等を含む租税負担率は、我が国が22.8%と最も低く、一番高いのはイギリスの58.1%である。イギリスについては、他の酒類についても税率が高い点に特徴がある。

ワインについては、租税負担率はアメリカが

(18) 「水より安いビール波紋」『東京新聞』2012.12.2.

(19) プラト一度とは、ビールの麦汁エキスの基本濃度で、ビール100グラム当たりのグラム数で表示される。

(20) 中村稔編著『図説日本の税制（平成24年度版）』財経詳報社、2012、p.314.

(21) 夏目幸明『第3のビールは、なぜビールの味がするのか？—新ジャンルの味覚を作る技術』技術評論社、2010、p.4. 例えば、イギリスでは、ビールの定義として「…ビール又はビールの代替品として販売されているあらゆる酒類でアルコール度数が0.5度を上回るもの」などとされている。Julie Clift et al., *British Master Tax guide 2011-12*, CCH a Wolters Kluwer Business, p.1437.

(22) 例えば、ベルギービールとして有名なデュベルは、生の小麦を使用しているため、我が国の酒税法上では発泡酒に分類される。横山直行「ベルギービールについて」『日本醸造協会誌』94(10)、1999.10、pp.804-811.

(23) 韓国では、ソジュと呼ばれるしょうちゅうが中心に飲まれており、近年では、アルコール分の低い酒類が人気であるという。山元真弓「韓国における日本酒の流通事情」『富山経済月報』平成21年11月号 <<http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/ecm/back/2009nov/tokushu/index2.html>>

(24) 「諸外国における酒類輸入関連制度」から「フランス」（平成19年3月）国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/yushutsu/02_pdf/06.pdf>

(25) 木元富夫「ドイツビール純粋醸造令の歴史的展開」『歴史研究』34号、1996.3、pp.1-20.

表 4 諸外国の酒税制度の概要

イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ (ニューヨーク市内の場合)	韓国
蒸留酒 純アルコール 100 度・温 度 20℃ II につき 28.22 ポンド ビール 1hl・アルコール 1 度につき 原則 19.12 ポンド (アルコール 7.5 度超は 5.09 ポンド加算) 1.2 度超 28 度以下 9.17 ポンド ワイン アルコール 22 度超 純アルコール II につき 28.22 ポンド (以下 1hl につき) 1.2 度超 4 度以下 82.18 ポンド 4 度超 5.5 度以下 113.01 ポンド 5.5 度超 15 度以下 266.72 ポンド 15 度超 22 度以下 355.59 ポンド 発泡性の場合 5.5 度超 8.5 度以下 258.23 ポンド 8.5 度超 15 度以下 341.63 ポンド りんご酒・なし酒 発泡性 1.2 度超 5.5 度以下 39.66 ポンド 5.5 度超 8.5 度未満 258.23 ポンド 無発泡性 1.2 度超 7.5 度以下 39.66 ポンド 7.5 度超 8.5 度未満 59.52 ポンド	蒸留酒 純アルコール 1hl につき 1.303 ユーロ ビール 1hl・1 プラト一度につき 0.787 ユーロ 発泡性ワイン 1hl につき 6 度未満 51 ユーロ 6 度以上 136 ユーロ (無発泡性ワインは酒税非課税) 中間製品 (注 1) 1hl につき 15 度未満 102 ユーロ 15 度以上 153 ユーロ 発泡性ワイン用の容器に入っている もの、又は、炭酸濃度が一定以上の もの 136 ユーロ アルコールポップ (注 2) 純アルコール 1hl につき 5.550 ユーロ (蒸留酒に対する課税と併課)	蒸留酒 純アルコール 1hl につき 918.80 ユーロ (a)ラム酒 1,689.05 ユーロ (b)その他 ビール 1hl・アルコール 1 度につき 3.6 ユーロ 2.8 度以下 7.2 ユーロ その他 ワイン・りんご酒等 1hl につき (a)発泡性ワイン 9.07 ユーロ (b)ワイン、その他の発酵酒 3.66 ユーロ 1.29 ユーロ 中間製品 1hl につき (a)天然甘口ワイン及びりんご酒 45.79 ユーロ 183.15 ユーロ (b)その他 アレミックス (注 3) 純アルコール 1dl につき 11 ユーロ (他の酒に対する課税と併課)	蒸留酒 1 プルーファガロンにつき (注 4) 13.5 ドル ビール 1 バレルにつき (注 4) 18 ドル ワイン 1 ガロンにつき (a)ワイン 14 度以下 1.07 ドル 14 度超 21 度以下 1.57 ドル 21 度超 24 度以下 3.15 ドル 24 度超 (1 プルーファガロンにつき) 13.5 ドル (b)発泡性ワイン 3.4 ドル (c)人工炭酸酒 3.3 ドル (d)りんご酒 0.226 ドル ニューヨーク州税 蒸留酒等 II につき 24 度超 1.7 ドル 24 度以下 67 セント ビール 1 ガロンにつき 14 セント ワイン 1 ガロンにつき 30 セント ニューヨーク市税 蒸留酒 II につき 26.4 セント ビール 1 ガロンにつき 12 セント	1. 従量税 蒸留酒 1kl 当たり (アルコール含有 95 度以上) 57,000 ウォン アルコール度数 1 度ごとに 600 ウォン追加 2. 従価税 蒸留酒 (a)ソジュ (蒸留又は希釈) (b)ウイスキー、ブランデー及び一般 蒸留酒 (ウォッカ、ジン、ラム) 酒税 72% 教育税 30% ビール 酒税 72% 教育税 30% マッコリ 酒税 5% 教育税なし 酒税 30% 教育税なし 酒税 30% 教育税 10% 酒税 30% 教育税 10% 韓国には、教育税が併課される (マッ コリ及び薬酒は非課税)。酒税率が 70% 以上の場合税率 30%。それ以外 の場合税率 10%。 付加価値税 10%
付加価値税 20%	付加価値税 19%	付加価値税 19.6%	売上税 ニューヨーク州 4% ニューヨーク市 4.5% (注 5)	付加価値税 10%

(注 1) 「中間製品」とは、我が国におけるシェリー、ポート、甘味果実酒に当たり、ワインにブランデンや糖類を混ぜたものをいう。
 (注 2) ドイツの「アルコールポップ」とは、蒸留酒とソフトドリンクとの混製品 (アルコール度数が 1.2 度以上 10 度以下) のものをいう。
 (注 3) フランスの「アレミックス」とは、アルコール飲料とソフトドリンクの混製品をいう。

(注 4) アメリカの 1 プルーファ・ガロンとは、課税上の単位で、アルコール分 50 度のもの 1 ガロン (3.7854l) をいう。また、ビールの税法上の 1 バレルとは、31 ガロンである。
 (注 5) アメリカ・ニューヨーク市では、売上税のほかにメトロポリタン運動園付加税 0.375% が課せられる。

(注 6) 各国の為替レート 1 ドル 98 円、1 ポンド 1.53 ドル、1 ユーロ 1.30 ドル、100 ウォン 0.0892 ドル。日本銀行「報告省令レート (平成 25 年 6 月分)」 2013.5.20。
 出典) 中村愈編著『図説日本の税制 (平成 24 年版)』財経詳報社、2012、p.315 を参考に筆者作成。イギリスは、イギリス蔵入庁ホームページから作成した 2013 年 3 月 25 日以降適用の税率。アメリカは、米国税務省ホームページ、ドイツ財務省ホームページから作成した 2013 年 5 月現在の税率。フランスは、フランス税関ホームページから作成した 2013 年 5 月現在の税率。韓国は、韓国国税庁ホームページ等から作成した 2013 年 5 月現在の税率。

表5 酒税負担割合の国際比較

区分		イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	日本	
蒸留酒	小売価格	2,862 円	1,981 円	2,387 円	1,666 円	1,554 円	
	税 額	1,662 円	781 円	1,187 円	466 円	354 円	
	[うち酒税]	[1,185 円]	[465 円]	[796 円]	[330 円]	[280 円]	
	租税負担率	58.1%	39.4%	49.7%	28.0%	22.8%	
	[酒税負担率]	[41.4%]	[23.5%]	[33.3%]	[19.8%]	[18.0%]	
ワイン	小売価格	1,260 円	893 円	901 円	846 円	851 円	
	税 額	510 円	143 円	151 円	96 円	101 円	
	[うち酒税]	[300 円]	[0 円]	[3 円]	[27 円]	[60 円]	
	租税負担率	40.5%	16.0%	16.8%	11.3%	11.8%	
	[酒税負担率]	[23.8%]	[0.0%]	[0.4%]	[3.1%]	[7.1%]	
ビール	小売価格	240 円	184 円	199 円	172 円	238 円	187 円
	税 額	90 円	34 円	49 円	22 円	88 円	37 円
	[うち酒税]	[50 円]	[4 円]	[16 円]	[8 円]	[77 円]	[28 円]
	租税負担率	37.6%	18.4%	24.5%	12.6%	37.1%	19.7%
	[酒税負担率]	[20.9%]	[2.4%]	[8.1%]	[4.4%]	[32.3%]	[15.0%]

(注) カッコの中の数値は、酒税のみの場合である。

(出典) 税制調査会第15回基礎問題小委員会「資料 基礎小15-9 資料(酒税・たばこ税関係)」(平成14年5月21日)から「酒税負担割合の国際比較」を参考にして筆者作成。

11.3%と最も低く、次に低いのは我が国の11.8%である。ドイツではワインは酒税が非課税であり、フランスでも酒税の税率が低くなっているものの、両国の付加価値税は我が国よりも高いため(ドイツ19%、フランス19.6%)、両国の租税負担率も高くなっている。ワインの租税負担率は、イギリスが40.5%と最も高い。

ビールをみると、我が国の租税負担率は37.1%とイギリスの37.6%に次いで高くなっている。最も低いのはアメリカで12.6%である。酒税負担率でみると、我が国は32.3%であり、最も低いドイツの2.4%と比べて約30ポイント高くなっている。

II 飲酒の状況及び健康との関係

1 酒類の消費及び問題飲酒者等の状況

(1) 酒類の消費量の推移

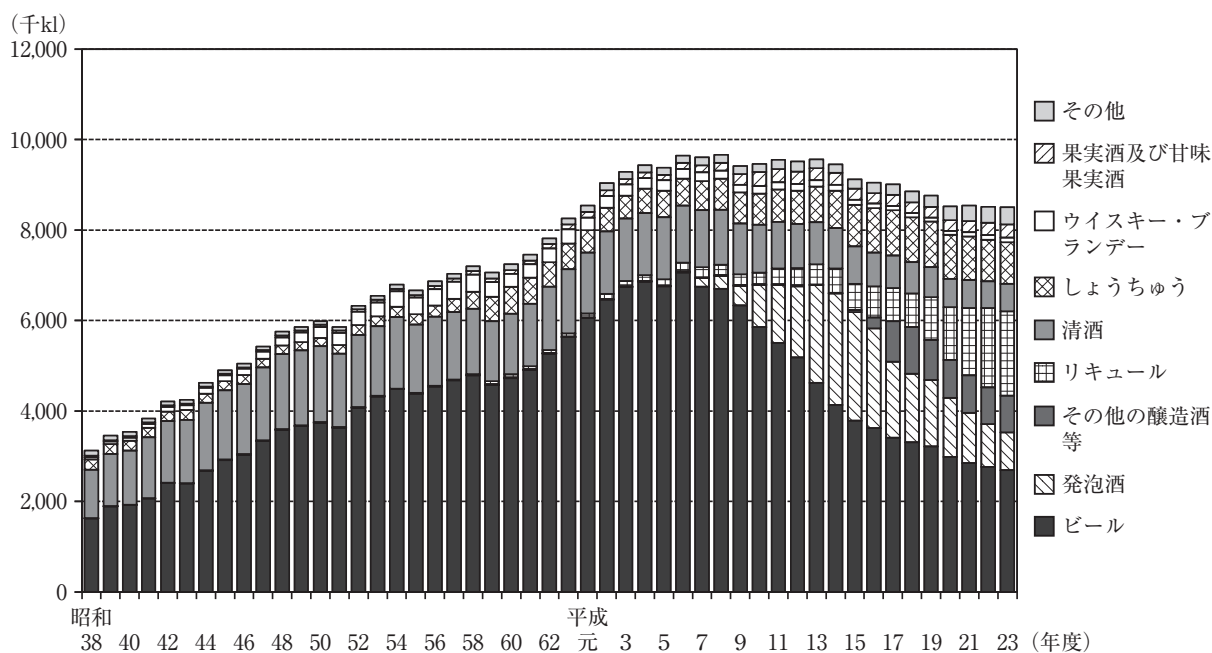
図4は、昭和38年度から平成23年度までの我が国の酒類販売(消費)数量の推移をみたものである。酒類販売(消費)数量の合計は、ビールの販売量の増加を背景に、昭和38年度以降増加を続け、平成8年度にピークを迎えた後、減少傾向にある。

品目内訳をみると、清酒は、昭和38年度では消費量の34.3%を占めていたが、次第にその割合は低下し平成23年度には7.1%となっている。しょうちゅう⁽²⁷⁾は、昭和50年代後半

(26) 各酒類ごとに原価を設定し、各国の酒税、消費税(付加価値税、売上税)等を適用することで推計した。蒸留酒については、アルコール分40度、700ml、原価1,200円のウイスキーとした。ワインについては、アルコール分12.5度、750ml、原価750円とした。ビール(日本の新ジャンルを含む)については、アルコール分5度、350ml、原価150円とした。為替レートは、149.94円/ポンド、127.4円/ユーロ、98円/ドルとした。アメリカについては、各州や地方自治体において小売売上税が課される。表中は、ニューヨーク市の場合を当てはめ、売上税等8.875%(州4%、市4.5%、メトロポリタン通勤圏付加税0.375%)とした。なお、推計では原価が各国で同一との前提を置いたが、現実には製造業者の生産能力や消費者の需要動向など各国の事情により異なるため、表5の推計結果と現実の負担割合とは必ずしも一致しない。

(27) しょうちゅうの販売(消費)数量は、連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを合わせたものである。なお、本稿では「焼酎」でなく「しょうちゅう」の表記を用いている。

図4 酒類販売（消費）数量の推移（昭和38年度—平成23年度）



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。
 (出典) 国税庁「長期時系列データ」<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>>等を基に筆者作成。

に全国的なブームが生じたことから割合を伸ばし、昭和55年度の3.6%から平成23年度には10.8%となっている。

ビールは近年、割合の低下が著しいものの、全期間を通じて全酒類のうち最も消費される割合が高い。ビールの販売（消費）数量は、平成6年度に7,057千klに達しており、350ml缶に換算すると、成人1人当たり年間210本を消費したことになる。ビールの消費量がピークに達した平成6年度に発泡酒の嚆矢となる商品が発売され、その後、発泡酒は急速にその割合を伸ばしていった。発泡酒の割合は、平成6年度には0.2%であったが、平成15年度には26.3%に達している。対照的にビールの割合は減少を続け、平成6年度の73.2%から平成23年度には31.6%と半分以下にまで低下している。

発泡酒の登場と普及を受けて、ビールとの税負担の公平確保等の観点から、平成8年及び

15年に発泡酒の税率が引き上げられている。平成8年の増税に対し、製造会社は、税率の低い麦芽比率25%未満の発泡酒を開発することにより対応したものの⁽²⁸⁾、平成15年の発泡酒の増税以降、発泡酒の割合は平成15年度の26.3%から平成23年度には9.9%に低下している。

一方、発泡酒の割合の低下とともに、その他の醸造酒等又はリキュールに分類される新ジャンルが製造・販売されるようになった。低アルコール分のカクテル系酒類とともに、新ジャンルの普及は著しく、平成16年度と平成23年度とを比較すれば、リキュールは7.7%から22.0%、その他の醸造酒等は2.6%から9.5%へと増加している⁽²⁹⁾。

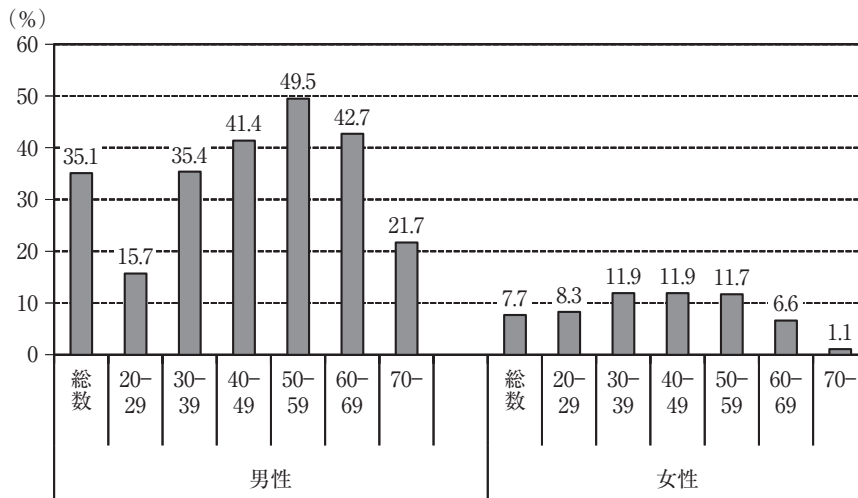
(2) 統計からみた我が国の飲酒の状況

図5は、厚生労働省『国民健康・栄養調査』

⁽²⁸⁾ ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会『日本のビール・発泡酒・新ジャンルと税』2012。<<http://www.brewers.or.jp/contents/pdf/fact2012.pdf>>

⁽²⁹⁾ リキュールには、新ジャンル以外の酒類も含まれるものの、近年のリキュールの割合の拡大の背景には新ジャンルの存在があると考えられる。

図5 飲酒習慣の状況（性・年齢階級別、平成23年）



(注) 飲酒習慣のある者とは、週に3日以上飲酒し、飲酒日1日当たり清酒1合以上を飲酒すると回答した者をいう。また、清酒1合(180ml)は、ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、しょうちゅう20度(135ml)、しょうちゅう25度(110ml)、しょうちゅう35度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)に相当する。

(出典) 厚生労働省『平成23年国民健康・栄養調査』(平成25年3月)p.179を基に筆者作成。

による我が国での飲酒の状況として、飲酒習慣のある者の比率をみたものである。飲酒の習慣がある者は、男性35.1%、女性7.7%となっている。年齢階級別にみると、男性では50～59歳のカテゴリにおいて最も飲酒習慣の割合が高く、女性では30～59歳において飲酒習慣者の割合が10%を超えているものの、男性よりもはるかに少ない。

那須郁夫氏(日本大学)らは、厚生労働省『国民健康・栄養調査』を用いて、飲酒の習慣について分析を行い、昭和20年代以降に生まれた男性では世代が新しく若いほど習慣飲酒率が低下しており、また、女性では時代を経るほど全年齢において習慣飲酒率が増加しているとの結果を得ている。近年、酒類の消費については女性が主導する形となっており、その背景には規制緩和により販売形態がスーパーマーケットへと移行したことや発泡酒ブーム、ワインの安売りブーム、ジュース感覚のカクテル系酒類の普及などがあると考えられている。⁽³⁰⁾

(3) 全国調査からみた問題飲酒者及びアルコール依存症者の状況

尾崎米厚氏(鳥取大学)らは、平成15年における我が国の成人の飲酒やアルコール依存症の状況について全国調査を行っている。この全国調査によると、久里浜式アルコール症スクリーニングテスト(KAST)により依存症の疑いがあるとされる者は、全国で男性367万人、女性73万人、計440万人と推計されている。昭和59年の推計値336万人と比較すると、アルコール依存症者数の実数は増加しているとみられる⁽³¹⁾。

2 飲酒と健康との関係

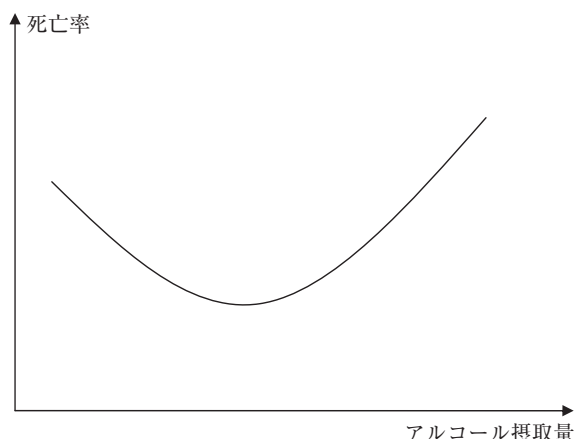
(1) 飲酒量と死亡率との間のUカーブ関係

適量の飲酒は、心身によいとされる場合がある。実際に、飲酒量と死亡率との間にはUカーブの関係(図6参照)があり、適度な飲酒の方が全く飲酒しない人よりも死亡率が低くなりうるという可能性が指摘されている。もっとも、

(30) 那須郁夫ほか「日本人習慣飲酒のコウホート分析—国民栄養調査による」『厚生指針』50(2), 2003.2, pp.1-8; 「アルコール関連問題」『公衆衛生』76(3), 2012.3, p.177.

(31) 尾崎米厚ほか「わが国の成人飲酒行動およびアルコール症に関する全国調査」『日本アルコール・薬物医学会雑誌』40(5), 2005.10, pp.455-470.

図6 飲酒量と死亡率との間のUカーブの関係（イメージ図）



（出典） 竹端均・和泉徹「心臓疾患—不整脈，心筋症，冠動脈疾患との関わり」『治療』87(8)，2005.8，p.2369，「図1飲酒量と死亡率の関係」を基に筆者作成。

Uカーブについては、「適量の飲酒は全死亡率を低下させ、健康にプラスである。一方、過度の飲酒習慣は死亡率を大幅に上昇させる」というアメリカ保健科学協議会の報告はありつつも、外国人と比べてアルコールに弱い日本人の体質⁽³²⁾からすれば、飲酒の適量は少ないと考える方がよいという考え方もある⁽³³⁾。

(2) 疾病と飲酒との間の関連率

前節のとおり、適量の飲酒は身体に良い効果を持つとされているものの、過度の飲酒の継続が飲酒者の身体や精神にさまざまな障害を引き起こすことは明らかである。表6は、飲酒と疾病の関連性をまとめたものである。表にある関

表6 疾病と飲酒の関連率

病名	関連率 (%)	病名	関連率 (%)
1 アルコール乱用特定疾病		神経症	5.6
アルコール精神病	100	肺結核	10.2~70
アルコール依存（症候群）	100	その他の呼吸器結核	10.2~70
依存のない薬物乱用（アルコール）	100	肺炎	1.1~4
アルコール性脂肪肝	100	その他の部位の静脈瘤	26.7
急性アルコール性肝炎	100	胃潰瘍	1.2
アルコール性肝硬変	100	十二指腸潰瘍	0.8~6.7
アルコール性肝障害、詳細不明	100	部位不明の消化性潰瘍	0.6~24.4
アルコールの毒作用（エチルアルコール）	100	胃空腸潰瘍	1.8
アルコール性心筋症	100	胃炎及び十二指腸炎	2.9
2 アルコール乱用関連疾病		膵（臓）の疾患	11.6~68
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	2~43	慢性肝疾患及び肝硬変	64.75
食道の悪性新生物	28.8~80	てんかん	3.3
胃の悪性新生物	0.3~20	不整脈（心房細動及び粗動）	1.3~3.7
結腸の悪性新生物	0.3	甲状腺の障害	0.8~34.8
直腸、直腸S状結腸移行部及び肛門の悪性新生物	0.3	糖尿病、その他の内分泌腺の疾患	0.8~34.8
肝及び肝内胆管の悪性新生物（肝、原発）	12.6	栄養欠乏症	4.3~60
膵の悪性新生物	1.2~75	痛風	1.7~25.3
躁うつ病	2.8~42	3 アルコール関連外傷	
(右上へ)		損傷と中毒	10

（出典） Henrick J. Harwood et al., *Economic Costs to Society of Alcohol and Drug Abuse and Mental Illness: 1980*, RTI/2734/00-01FR, Jun. 1984, pp.40-41 を基に筆者作成。

(32) アルコールに対する個人差は、ALDH という分解酵素の働きによる。日本人の50%は活性型であり悪酔いや二日酔いがなく、10%は不活性型でいわゆる「下戸」に当たり、残りの40%は低活性型となっている。低活性型は最初は飲酒できないが徐々に可能となるため、アルコール性の臓器障害やアルコール依存症になる場合が多いという。高木敏・猪野亜朗監修『アルコール依存症—治療・回復の手引き』小学館，2002，p.19。

(33) 竹端均・和泉徹「心臓疾患—不整脈，心筋症，冠動脈疾患との関わり」『治療』87(8)，2005.8，pp.2366-2371。また、心血管系疾患については、大量飲酒の方が死亡率が低下する傾向があるとされている。

連率とは、疾病件数のうちアルコール乱用を原因とする件数の比率である。1のアルコール乱用特定疾病はアルコールの乱用を原因とする疾病であるため、関連率は100%となっている。2のアルコール乱用関連疾病は、疾病の原因としてアルコールの乱用の関与が考えられるものである。例えば、慢性肝疾患及び肝硬変のうち64.75%はアルコール乱用を原因としたものであると推計されている。

Ⅲ アルコール関連問題

1 アルコール関連問題による社会的費用

(1) アルコール関連問題による社会的費用の推計

アルコール関連問題の社会的費用とは、酒類の消費に伴い、社会全体によって負担される実物的損失及び貨幣的費用をいう⁽³⁴⁾。ヘンリック・J・ハーウッド(Henrick J. Harwood)氏は、疾病費用法(COI: Cost of Illness)と呼ばれる推計法を用いて、1980年のアメリカにおけるアルコール関連問題の社会的費用を796億700万ドル(当時の為替レートで約19兆円)と推計している⁽³⁵⁾。

我が国については、中村桂子氏(東京医科歯科大学)らが、ハーウッド氏らが採用した推計手法と前提を用いて昭和62年のアルコール関連問題の社会的費用を分析しており⁽³⁶⁾、さらに前述の尾崎氏も同じ方法を用いて平成20年

表7 アルコール関連問題による社会的費用(昭和62年、平成20年)

(単位: 百万円)

	昭和62年 (1987)		平成20年 (2008)	
主費用	6,601,454		4,120,000	
直接費用	1,262,776		1,022,600	
治療	1,174,190		1,022,600	
医療費	1,095,687	16.5%	1,010,100	24.3%
その他の治療費用	78,503	1.2%	12,500	0.3%
支援	88,586	1.3%	-	-
間接費用	5,338,678		3,097,400	
死亡	923,081	13.9%	1,076,200	25.9%
有病	4,415,597		2,021,200	
生産性の低下	4,257,277	64.1%	1,970,000	47.5%
労働不能による損失	158,320	2.4%	51,200	1.2%
関連費用	36,041		28,250	
直接費用	36,041		28,250	
自動車事故(物損)	3,498	0.1%	22,500	0.5%
犯罪	151	0.0%	50	0.0%
社会福祉プログラム	23,477	0.4%	5,700	0.1%
その他	8,915	0.1%	-	-
合計	6,637,495	100%	4,148,300	100%

(出典) K. Nakamura et al., "The Social Cost of Alcohol Abuse in Japan," *Journal of Studies on Alcohol*, vol.54 no.5, Sep. 1993, pp.618-625; 尾崎米厚「アルコール関連問題の社会的損失の推計」『わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関連する生活習慣病とその対策に関する総合的研究—平成23年度総括・分担研究報告書—平成23年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業』2012.3, pp.105-116を基に筆者作成。

の値を推計している⁽³⁷⁾。

表7は、中村氏ら及び尾崎氏による我が国におけるアルコール関連問題の社会的費用の各推計結果をまとめたものである。なお、表7の推計はあくまでも試算であることに注意されたい(以下同じ)。我が国のアルコール関連問題による社会的費用は、昭和62年で6兆6374億円、平成20年で4兆1483億円と推計されている。

⁽³⁴⁾ 高野健人・中村桂子「アルコール関連問題の社会的費用」河野裕明・大谷藤郎編『我が国のアルコール関連問題の現状—アルコール白書』厚健出版, 1993, pp.177-191.

⁽³⁵⁾ Henrick J. Harwood et al., *Economic Costs to Society of Alcohol and Drug Abuse and Mental Illness: 1980*, RTI/2734/00-01FR, Jun. 1984. アメリカをはじめ海外ではこうした社会的費用の研究が活発であり、ほかにウィラード・G・マニング(Willard G. Manning)氏らやアメリカ国立薬物乱用研究所による分析等がある。Willard G. Manning et al., "The taxes of sin: do smokers and drinkers pay their way?," *Journal of the American Medical Association*, vol.261 no.11, Mar. 1989, pp.1604-1609; National Institute on Drug Abuse, *The Economic Costs of Alcohol and Drug Abuse in the United States - 1992*. <<http://archives.drugabuse.gov/EconomicCosts/Index.html>>

⁽³⁶⁾ K. Nakamura et al., "The Social Cost of Alcohol Abuse in Japan," *Journal of Studies on Alcohol*, vol.54 no.5, Sep. 1993, pp.618-625; 高野・中村 前掲注⁽³⁴⁾

⁽³⁷⁾ 尾崎米厚「アルコール関連問題の社会的損失の推計」『わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関連する生活習慣病とその対策に関する総合的研究—平成23年度総括・分担研究報告書—平成23年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業』2012.3, pp.105-116.

(2) アルコール関連問題により発生した費用

表7の主だった項目である①医療費、②死亡、③生産性の低下の3点についてみてみよう。我が国のアルコール関連問題に係る医療費は、昭和62年において1兆956億円、平成20年において1兆101億円と推計される(表7参照)。なお、医療費の推計に当たって、昭和62年の推計ではハーウッド氏らが用いた関連率(表6参照)を、平成20年の推計ではアメリカ疾病対策予防センター(National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion)による関連率⁽³⁸⁾をそれぞれ用いている。

アルコール関連問題により死亡した者については、早期の死亡の結果として将来の経済的な価値(労働対価の割引現在価値)が失われることとなる。中村氏らや尾崎氏の推計では、死亡時の年齢、性別に応じ、もし死亡しなければ稼得したであろう生涯賃金(家庭での家事サービスがもたらす価値も含む)の総計としてこれを計算しており、昭和62年では0.9兆円、平成20年では1兆円となっている(表7参照)。もっともこの推計方法について、尾崎氏は、問題飲酒者についても他の人々と同じように労働に従事して同等の賃金を得ていると仮定しているため、過大推計をもたらす可能性があることを指摘している⁽³⁹⁾。

上記の両推計では、飲酒による生産性の低下と労働不能による生産上の損失についても算出している⁽⁴⁰⁾。このうち、飲酒による生産性の

低下に係る社会的費用は、昭和62年で4.2兆円(費用全体のうち64.1%)、平成20年で1.9兆円(同47.5%)となっていて、費用全体に占める割合が最も高い(表7参照)。ただし、この項目は、アメリカでの生産性低下の推計値に基づいており、アルコール関連問題による社会的費用の推計値の中で兆円単位の影響を及ぼすこともあり、解釈には注意を要する。尾崎氏は、今後、全国調査等の場を用いて、生産性の減少の有無を検討する必要があることを指摘している⁽⁴¹⁾。

他の項目として、飲酒運転による交通事故によってもたらされた自動車損害や財産損害、飲酒に関連する火事による損害が挙げられよう。その他、アルコール乱用により生活保護を受けざるを得なくなった者にかかる費用⁽⁴²⁾が挙げられる。

2 アルコール関連問題による悪影響

以下では、アルコール関連問題が社会にどのような影響をもたらしているかを示すいくつかのデータをみてみよう。

(1) アルコール関連疾病による死亡数

厚生労働省『人口動態調査』では死亡数が死因別に分類されている。この死因のうち、明らかに飲酒に関連するものとして、「アルコール性肝疾患(分類番号K70)」⁽⁴³⁾及び「アルコール使用〈飲酒〉による精神及び行動の障害(同

⁽³⁸⁾ National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion(アメリカ疾病対策予防センター), "Alcohol and Public Health: Alcohol-Related Disease Impact (ARDI)." <http://apps.nccdc.cdc.gov/DACH_ARDI/Default/Default.aspx>

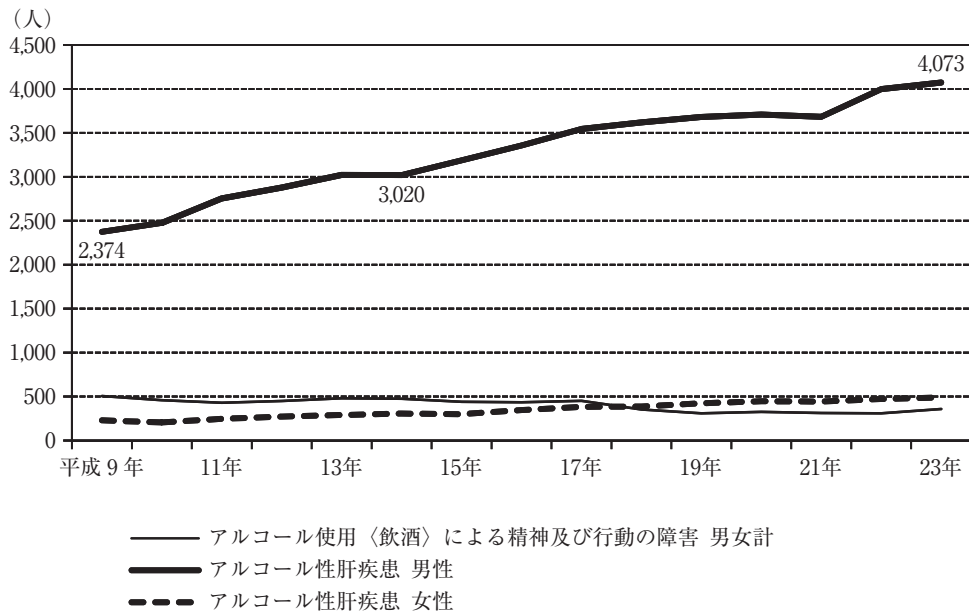
⁽³⁹⁾ 尾崎 前掲注37, p.108.

⁽⁴⁰⁾ ハーウッド氏らは、問題飲酒者の生産性の低下率を21%としており、我が国の分析でもこの数値が用いられている。具体的には、飲酒による生産性の低下は、男女別労働力人口×問題飲酒者割合×男女別平均年間賃金×生産性低下率(21%)として算出される。問題飲酒者割合について、昭和62年の分析では久里浜式アルコール症スクリーニングテスト(KAST)に基づき男性11.9%、女性1.7%とし、平成20年の分析では男性5.9%、女性1.7%としている。

⁽⁴¹⁾ 尾崎 前掲注37, p.109.

⁽⁴²⁾ 福岡県田川市郡地域において、平成16、17年度に死亡や受給停止となり生活保護が廃止された世帯の生活保護台帳を調査したところ、飲酒問題や飲酒による入院といったアルコール関連問題の発生率は10.6%であったという。また、アルコールなど薬物問題を抱えた当事者は、薬物の影響から早く疾病が発生し、生活困難から保護開始となるケースが多いことが示唆されており、また死亡や行方不明により、比較的早く保護の廃止に至っているという。四戸智明「生活保護受給世帯における依存症問題—旧産炭地域における生活保護受給者と依存症問題の関連について—」『アディクションと家族』26(3), 2010.2, pp.201-206.

図7 アルコール関連疾病による死亡数の推移（平成9年—平成23年）



（出典）厚生労働省『人口動態調査』（各年）を基に筆者作成。

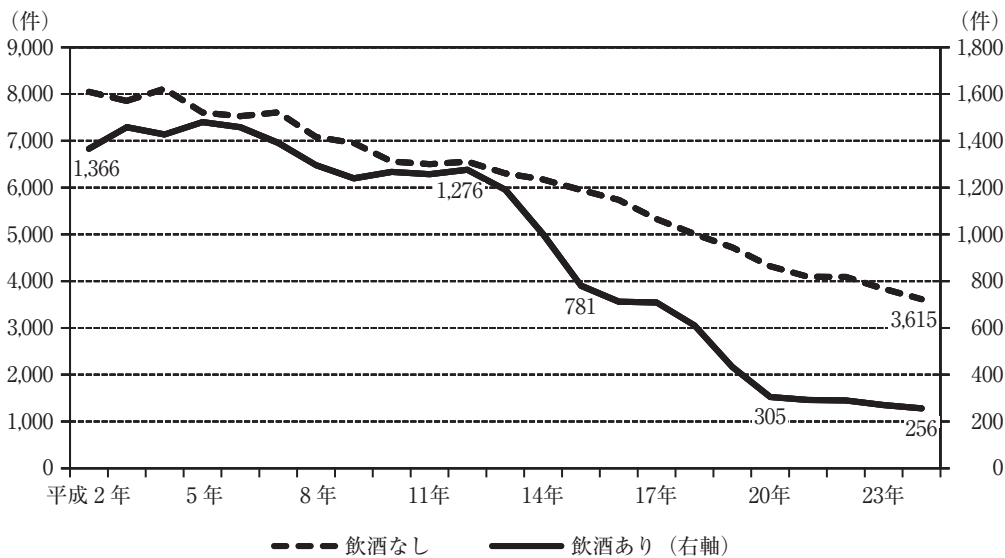
F10)」がある。この両死因による死亡数をみると、図7のようになっている。アルコール使用〈飲酒〉による精神及び行動の障害による死亡数は、男女計でみて減少傾向にある。しかし、アルコール性肝疾患による死亡数は、男女ともに増加傾向にあり、男女計では平成9年の2,603人から平成23年には4,564人へと約1.7倍に増加している。アルコール性肝疾患による

死亡数が増加していることについては、その背景についての十分な検証が必要であるが、注目すべき事態である。

(2) 交通事故

図8は、飲酒運転による死亡事故の推移をみたものである。飲酒運転による死亡事故件数は、近年大きく減少している。まず、平成14

図8 飲酒運転による死亡事故件数の推移（平成2年—平成24年）



（出典）警察庁交通局『平成24年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について』（平成25年2月14日）；警察庁交通局『平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について』（平成24年1月26日修正版）を基に筆者作成。

年に施行された「改正道路交通法」(昭和35年法律第105号)により罰則等が強化されたことなどによって、平成2年の1,366件が平成15年には781件にまで低下した。さらに、平成18年からの取締りの強化や飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり、平成19年からの飲酒運転の厳罰化などが要因となり、平成24年には死亡事故件数は256件となっている⁽⁴⁴⁾。

厳罰化等への取組みにもかかわらず飲酒運転による交通事故が根絶されない理由として、常習飲酒運転者の存在が指摘されている⁽⁴⁵⁾。また、飲酒運転の問題について、常習飲酒運転者への教育等に加え、社会全体の飲酒量との関連が強いと考えられることから、社会全体の飲酒量を減らすため、法整備や酒税の改革等を含めた総合的な対策を進めるべきであるとする意見もみられる⁽⁴⁶⁾。

(3) 犯罪

飲酒は、心理的抑制を弱め、攻撃性等の衝動をもたらすことで、暴力といった反社会的行為を誘発することが指摘されている⁽⁴⁷⁾。我が国において、何らかの飲酒にまつわる問題行動の被害を受けた成人は、3040万人(平成15年)に上るという⁽⁴⁸⁾。飲酒経験受刑者⁽⁴⁹⁾の飲酒状況としては、ふだんの飲酒量が日本酒換算で3合以上の者が61.5%を占め、また、刑事施設に

収容される前の1年間における1回の最大飲酒量が日本酒換算で1升以上の者が42.5%であったとの調査もある。前記の数値は、一般成人男子飲酒者ではそれぞれ11.1%及び6.0%となっており、受刑者には十分な抑制が効かずに限度を超えて飲酒するものが多い傾向があるとみられる⁽⁵⁰⁾。

3 諸外国における酒税制度を通じたアルコール関連問題への対応の状況

アルコール関連問題に対しては、飲酒の年齢制限や交通法規などの法令の制定、予防のための周知や啓発などの政策がとられている。酒類の価格に直接影響を持つ酒税も、アルコール関連問題に対処するための一つの手段となると考えられる。また近年、諸外国では国民の健康意識の高まりを背景に医療対策の財源を酒類への課税に求める動きも加速しているという⁽⁵¹⁾。

(1) オーストラリア

オーストラリアでは、アルコール飲料と炭酸飲料の混合製品であるアルコポップが、その飲みやすさから、青少年とりわけ10代女性の飲酒癖を助長する原因となっていることが指摘されていた。そのため、政府は、2008年4月にアルコポップに適用される税率をアルコール11当たり39.36ドル(3,849円)から66.67ドル

(43) アルコール性肝疾患は、エタノール換算60g/1日以上飲酒を5年以上継続することによって発症するとされる。アルコール依存者において肝硬変に進展する率は20~30%とされ、アルコールに対する肝障害の感受性は個人差が大きいとされている。藤田尚己・竹井謙之「アルコール性肝障害」『診断と治療』98(5), 2010.5, pp.781-785.

(44) 警察庁交通局『平成24年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について』(平成25年2月14日)<<http://www.npa.go.jp/toukei/koutuu48/toukei.htm>>

(45) 中山寿一・樋口進「飲酒運転の背景にあるもの」『心と社会』42(2), 2011, pp.70-74.

(46) 尾崎米厚「わが国の飲酒運転の現状と今後の対策」『公衆衛生』76(3), 2012.3, pp.200-204.

(47) 作原大成「飲酒の問題を有する犯罪者の実態調査について」『罪と罰—日本刑事政策研究会報』47(3), 2010.6, pp.16-25.

(48) 尾崎ほか 前掲注(31), p.467.

(49) 刑事施設に収容される前に、ふだんどれくらいの頻度で飲酒していたかについて、「1年に1回程度」以上飲酒すると回答した者をいう。

(50) 作原 前掲注(47), pp.18-19.

(51) 「たばこ・酒 増税ラッシュ 健康意識も追い風」『日本経済新聞』2009.9.9.

(6,520円)へと引き上げる措置をとった⁽⁵²⁾。

このアルコポップへの増税は、オーストラリア国内で大きな議論を引き起こした。2008年5月から2009年3月までにアルコポップの売上量は約35%減少したものの、青少年が蒸留酒とソフトドリンクとを別々に購入して自分で代替飲料を作るケースも増えたとされる⁽⁵³⁾。ただ、代替品への移行もみられたものの、アルコポップへの増税により酒類全体でみれば販売量が減少した。増税後の統計をみると、アルコポップの売上げは30%以上低下し、また、オーストラリアで販売された純アルコール総量も1.5%低下していた。スティーブン・J・スコフ(Steven J. Skov)氏は、飲酒による被害を減少させるための効率的な方法は、酒類全体に対する包括的、かつアルコール量に対して累進的な酒税制度であり、さらに、酒類の価格、入手の容易さ、宣伝方法、教育や治療法などに関しても包括的な改革が必要であると指摘している⁽⁵⁴⁾。

(2) イギリス

イギリスでは、行き過ぎた飲酒がもたらす健康面及び社会面の弊害に警鐘を鳴らすことを目的として、2008年に酒税率が引き上げられて

いる⁽⁵⁵⁾。イギリスでは、ここ10年の間に若者の間でビンジ・ドリンキング(短時間に過度の飲酒をすること)が流行している。ビンジ・ドリンキングは、急性アルコール中毒や暴力行為による傷害などを数多く発生させているといわれており、デービット・キャメロン(David Cameron)英首相は、これによる国民保健サービス(NHS)における費用増加は27億ポンド(約4048億円)にも上ると表明している⁽⁵⁶⁾。

同国の酒税制度においては、致酔性の観点から、異なる酒類間の税率の調整もなされている。アルコール1度当たりの税率について、アルコール度数7.5度超のビールが同程度のアルコール度数のスピリッツと比較して低くなっている状況を改善するため、2011年には、これらのビールに対する税率が引き上げられた⁽⁵⁷⁾。また、低アルコール飲料の生産と消費を促進するため、アルコール度数2.8度以下のビールに対する税率が50%軽減されている⁽⁵⁸⁾。

また、飲酒の弊害に対して強い懸念を抱いているイギリス政府は、酒類の最低価格制度の導入も進めている⁽⁵⁹⁾。この酒類の最低価格制度は、酒類に含まれるアルコール量に応じて設定されるもので、アルコール1単位(純アルコール10ml)につき、酒税及び付加価値税を含めて

52) 武田美智代「【オーストラリア】アルコール飲料の税率引上げをめぐる動き」『外国の立法』no.240-1, 2009.7, pp.22-23.

53) オーストラリア生活情報WEBから、「若者に人気のアルコール飲料、値上げされる可能性」2008.4.19;「アルコポップへの増税がスピリッツの売上げを促進」2008.7.28;「ラッド政権のアルコポップ税制法案 無所属の上院議員が反対」2009.3.16;「アルコポップへの増税の影響 度数の高い酒類の販売増加」2009.3.10.

54) Steven J. Skov et al., "Is the "alcopops" tax working? Probably yes but there is a bigger picture," *Medical Journal of Australia*, vol.195 iss.2, Jul. 2011, pp.84-86.

55) アンネ・ルドブルック (Anne Ludbrook) (門間麻紀訳)「英国王立統計学会 Significance からアルコールと課税」『統計』62(11), 2011.11, pp.73-79. 増税額は、それぞれビール1パイント(ジョッキ1杯)につき4ペンス(約6円)、ワイン1本につき14ペンス(約21円)、蒸留酒(スピリッツ)1本につき55ペンス(82円)となっている。

56) Tom de Castella, "10 radical solutions to binge drinking," *BBC News Magazine*, 2012.2.21. <<http://www.bbc.co.uk/news/magazine-16466646>>

57) ただし、アルコール分7.5度のリンゴ酒については税率が低いままとなっており、ビールだけでなく酒類全体での税率の調整が必要ではないかとの意見もみられる。Andrew Leicester, "Alcohol Pricing and Taxation Policies," *IFS Briefing Note*, BN124, Nov. 2011. <<http://www.ifs.org.uk/bns/bn124.pdf>>

58) HM Treasury, *Review of Alcohol Taxation*, Nov. 2010. <http://www.hm-treasury.gov.uk/d/alcohol_tax_review301110.pdf>

59) United Kingdom Home Office, *The Government's Alcohol Strategy*, Mar. 2012. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/98121/alcohol-strategy.pdf>

45 ペンスとされ、ビール 350ml(アルコール度数 5 度)であれば 78.75 ペンス(約 118 円)以上で販売しなければならないことになる。

(3) 世界保健機関 (WHO)

世界保健機関 (WHO) によると、過度の飲酒による病気や事件・事故の死亡数は、世界で毎年 250 万人に上るといふ。平成 22 年 5 月に WHO の加盟国は、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」⁽⁶⁰⁾を全会一致で採択した⁽⁶¹⁾。この世界戦略には、各国がその状況に応じて実施することを考慮すべき政策及び介入方法が提示されている。このうち、酒税関連では、価格設定方針の項目において、「必要に応じて飲料のアルコール含有量も考慮することもある、効果的な施行システムが伴った、アルコールへの詳細な国内課税システムを構築すること」が示されている⁽⁶²⁾。

また、飲酒による健康被害を減らすため、2025 年までに人口 1 人当たりアルコール消費量を 1 割削減するとする数値目標の設定について、WHO 加盟国間で大筋合意されたといふ⁽⁶³⁾。

IV 酒税の経済理論

経済学的な観点から酒税を分析した文献は海外で非常に多い⁽⁶⁴⁾。イギリスにおいて著名な研究者たちによりなされた税制への政策提言である『マーリーズ・レビュー』においても、付加価値税について論じられた章の中で酒税がとり上げられている⁽⁶⁵⁾。

1 酒税の根拠

酒類については、酒税と消費税の二重課税となっているのではないかと指摘される場合がある。なぜ酒類には、一般の財・サービスに課せられる消費税に加えて、個別消費税である酒税が課されるのか。アメリカや EU 加盟国においても、ワインなどを非課税とする国が一部あるものの、少なくとも酒類の区分のうち一つには、売上税や付加価値税に加えて個別物品税としての酒税が課されている(表 5 参照)。

また、酒類の課税の根拠として「ぜいたく品であるから課税する」という見方もあるように見受けられる。かつて我が国に存在した物品税は、生活必需品は課税の対象から除かれるべき

(60) WHO, *Global strategy to reduce harmful use of alcohol*. <http://www.who.int/substance_abuse/activities/gsrhua/en/index.html>

(61) 中山寿一「WHO の「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」」『公衆衛生』76(3), 2012.3, pp.178-182.

(62) そのほか、違法または非正規のアルコールが公衆衛生に与える影響の低減において、「非正規に製造されたアルコールの販売を規制し、それを課税システムに組み入れる」、「納税印紙を含め、効率的な管理・実施システム」が挙げられている。同上, p.181.

(63) 「酒類販売 世界で逆風 WHO が削減目標 規制拡大や増税」『日本経済新聞』2012.11.26.

(64) 酒税について経済学的観点からまとめた文献として、次のものがある。Philip J. Cook and Michael J. Moore, "The Economics of Alcohol Abuse and Alcohol-Control Policies," *Health Affairs*, vol.21 no.2, Mar./Apr. 2002, pp.120-133; Frank J. Chaloupka et al., "The Effects of Price on Alcohol Consumption and Alcohol-Related Problems," *Alcohol Research and Health*, vol.26 no.1, 2002, pp.22-34; Stephen Smith, "Economic Issues in Alcohol Taxation," Sijbren Cnossen (ed.), *Theory and Practice of Excise Taxation*, Oxford: Oxford University Press, 2005, pp.56-83; Leicester, *op.cit.*⁽⁵⁷⁾など。また、我が国では次のものがある。高橋洋輔ほか「酒税の性格とあり方—個別消費課税の経済学的根拠に基づく検討」鹿児島大学経済学会編『経済学論集』(73), 2009.9, pp.49-89 など。本節ではこれらの文献や後掲注(65)の『マーリーズ・レビュー』を参考とした。

(65) Ian Crawford et al., "4 Value Added Tax and Excises," Sir James Mirrlees (chair), *Tax by design : the Mirrlees review*, Oxford: Oxford University Press, 2011, pp.275-362. 本稿では、『マーリーズ・レビュー』としている。

であり、しゃし性の高いぜいたく品ほど重く課税されるべきであるという考え方に基づいていた⁽⁶⁶⁾。しかし、各財に異なる税率を課す物品税に対しては、消費中立性に欠けるという指摘が多く、結局物品税から財一般に課される消費税へと移行したこともあり、宝飾品などの明らかにぜいたく品とみられる物品に、現在のところ消費税と別の課税はなされていないこと、飲酒は所得の高低に関係なく普及していることなどから、酒類がぜいたく品であることに酒税の根拠を求めることは、少なくとも近年においては困難なのではないかと考えられる⁽⁶⁷⁾。

租税理論の一つである最適課税理論は、課税が経済主体の行動をゆがめる点を考慮し、そのゆがみをできるだけ小さくするための方法を見出すことを目的としている⁽⁶⁸⁾。同理論では、労働と補完的な財（例：都市交通）よりも、労働と代替的な財（例：スキー旅行などのレジャーサービス⁽⁶⁹⁾）に、より高い税率を課すことが主張される⁽⁷⁰⁾。酒税の場合、飲酒が労働と代替的（人々が飲酒量を減らせば仕事の量が増える）ならば、酒税に高い税率を課すことが肯定される。しかし、飲酒と労働又は余暇との関係は簡単なものでない。飲酒と余暇とは一見すると補完的であるが、飲酒によって仕事のストレスからの解放感を得られたり、同僚や付き合い先との交流が進んだりする場合もあり、この場合は労働と補完的である。結局のところ、飲酒と労働又は

余暇の関係は、飲酒の仕方によるのであり、適量の飲酒は労働と補完的であるが、多量の飲酒は生産性を下げるので労働と代替的であるといえよう。例えば『マーリーズ・レビュー』⁽⁷¹⁾によると、イギリスでの実証分析において、支出に占める酒類の購入比率と労働時間数との間には、少なくとも平均でみれば正の有意な関係がみられたという。これは、飲酒と労働とが補完的な関係にあることを示しており、酒類にはより低い税率を課すべきとなる。もっとも、『マーリーズ・レビュー』では、統計データが重度の飲酒者の状況を反映しておらず、酒類への支出が過小推計となっている可能性を指摘している。いずれにせよ、最適課税理論からは、酒類に高い税率を課すこととなる酒税の根拠を説明できないとしている。

ある財が、その消費に伴って他者に損害を与える場合、その財は負の外部性（外部不経済）を持つという。負の外部性を持つ財の市場では、なんらの措置もなされなければ、その価格には他者が被る損害のコスト（社会的費用）が織り込まれないことから、価格と社会全体でみた不利益（社会的限界費用）とが一致しなくなり、社会的にみて望ましい水準よりも過大に供給されることになる。しかし、価格と社会的限界費用とが一致するように課税して価格を引き上げることで、負の外部性をもたらず財の消費量を減少させ社会的にみて望ましい消費量へと導く

(66) 金子 前掲注(9), pp.609-610.

(67) そのほか、酒税の課税根拠として、酒類については、その消費は一般的で量も多くこれに課税することにより安定した税収が確保できたことが挙げられる場合がある。例えば、薄井, 大蔵省大臣官房文書課編 前掲注(8), p.59 など。しかし、現在では、財・サービス一般に課される消費税が存在し、また、酒類の消費も減少している中、酒税の根拠として弱くなっていると考えられる。

(68) ベルナルド・サラニエ (Bernard Salanié) 教授 (コロンビア大学) は、最適課税問題とは、政府が徴収することをあらかじめ決定した税収を所与として、社会的厚生を最大化するような様々な税率をどのように選択するかであるとしている。公平性については、最大化する社会的厚生関数の中でのパラメータとして考慮されることになる。Bernard Salanié, *The Economics of Taxation*, 2nd ed., Cambridge, MA: MIT Press, 2011, p.64.

(69) 例えばスキー旅行に行くことになれば、労働時間が減少することとなり、その点でレジャーサービスは労働と代替的となる。

(70) W. J. Corlett and D. C. Hargue, "Complementarity and the Excess Burden of Taxation," *Review of Economic Studies*, vol.21 no.1, 1953-1954, pp.21-30.

(71) Crawford et al., *op.cit.*(65), p.319.

ことができる。こうした負の外部性の補正を目的とする課税は、提案者であるアーサー・C・ピグー (Arthur C. Pigou) の名前をとってピグー税といわれる⁽⁷²⁾。

これまでみたように、飲酒は、アルコール関連問題を引き起こし、社会に損害を与える負の外部性を持っている。具体的な負の外部性として、『マリーズ・レビュー』では、①他人に対する直接的な外部性 (交通事故や傷害など)、②集団で負担する費用 (公的な医療保険制度など) などを挙げている⁽⁷³⁾。

酒税は必要だ、あるいは酒税の存在もやむを得ないという社会的判断の背後には、もし酒税を廃止すれば飲酒量が増えて、アルコール関連疾病の患者数や死亡数が増えたり、飲酒運転が増加したりするなどの懸念があろう。適量の飲酒は労働と補完的であるものの、多量の飲酒がもたらす負の外部性が適量の飲酒のメリットを上回るため、その消費量を減少させるべく酒類に課税されているのであり、酒税はピグー税としての性格を持っていると考えられる⁽⁷⁴⁾。酒税がピグー税であるとするれば、酒税と消費税との二重課税もやむを得ないこととなる⁽⁷⁵⁾。

また、酒税の根拠として、個人の時間不整合性が指摘される。ジョナサン・グルーバー (Jonathan Gruber) 教授 (マサチューセッツ工科大学) によると、飲酒者が近い将来には飲酒をやめたいと思いつつも、その近い将来が到来し

たときには飲酒をやめられないという時間不整合性が存在する。そのため、飲酒者は、近い将来の自らの行動を制約する政策を望み、例えば、現在の酒類の価格を引き上げることで、現在の飲酒量を減らすことができ、将来、飲酒をやめるという行動がとりやすくなるとしている⁽⁷⁶⁾。

2 従価税と従量税との違い

我が国を含め多くの国々の酒税制度では、課税標準は販売価格でなく、移出数量やアルコール分などとなっていて、従価税でなく従量税を採用している⁽⁷⁷⁾。

マイケル・キーン (Michael Keen) 氏 (エセックス大学) は、従量税と従価税の効果を比較した場合、消費者余剰⁽⁷⁸⁾と税収とに与える影響は市場の構造に依存するとし、通常の財が取引される独占市場であれば、従量税よりも従価税の方が生産量も多く消費者余剰なども高くなることから、従価税の方が望ましいとしている。しかし、酒類の場合、負の外部性をもたらす要因はその致酔性にあり、致酔性は酒類に含まれるアルコール分によることから、アルコール分を基準とする従量税の方が従価税よりも望ましいという。

次に、従量税と従価税とでは、製品の品質にどのような影響を及ぼすのかみてみよう。従価税の場合、税率を引き上げても高品質の財 (高価格帯) と低品質の財 (低価格帯) の相対価格

(72) Salanié, *op.cit.*(68), pp.153-156.

(73) なお、Ⅲで推計した社会的費用 (表7参照) には、他者が被る外部性の費用以外に、飲酒者自身が被る費用も含まれていることに注意されたい。

(74) ピグー税を提案したピグーは、その著書において、「アルコール飲料を生産し配給する事業における或る投資単位の私的純生産物は、その社会的純生産物に比して不当に大きい。したがって、殆どすべての国において、これらの事業に対して特別税が課される」としており、酒税をピグー税としてとらえていたと考えられる。A. C. ピグー (気賀健三ほか訳) 『厚生経済学 第2分冊—国民分配の大きさと各種用途間の資源の配分—』東洋経済新報社, 1954, p.80. (原書名: A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, Reprinted 1952.)

(75) Crawford et al., *op.cit.*(65), pp.319-320.

(76) *ibid.*, p.321; Jonathan Gruber, "Commentary by Jonathan Gruber," Mirrlees (chair), *op.cit.*(65), pp.407-422.

(77) 本節では、以下の文献を参考にした。Michael Keen, "The Balance between Specific and Ad Valorem Taxation," *Fiscal Studies*, vol.19 no.1, Feb. 1998, pp.1-37.

(78) 消費者余剰とは、ある財・サービスの市場で消費者が取引をすることによりどれだけ便益を高めたかを表す指標をいう。柳川隆ほか『ミクロ経済学・入門—ビジネスと政策を読みとく—』有斐閣, 2008, p.21.

に変化を及ぼさないが、従量税の場合、量に応じて課税することから高品質の財が相対的に安くなり、高品質の商品の需要が高くなる⁽⁷⁹⁾。したがって、従価税率の上昇は品質間の需要の違いを引き起こさないが、従量税率の上昇は低品質な商品から高品質な商品に対する需要の代替を促すことになる。従価税から従量税への切り替えについては、スウェーデンの事例がある。スウェーデンは、1992年に酒税制度を改正し、それまでの従価税を完全に廃止するとともに、アルコール含有量に応じた従量税へと変更した。酒税改正は、酒類の消費の減少を目的の一つとしたもので税収中立（酒税全体でみれば税収に変化がないような改正）であった。従価税の廃止と従量税への変更は、前記の経済理論で示されたとおり、酒類の市場供給量の減少とより高品質な酒類への需要の増加をもたらしたという⁽⁸⁰⁾。

3 酒税はアルコール関連問題にどのような効果を持ちうるか

アルコール関連問題への対策としては、飲酒がもたらす問題の周知や啓発、問題飲酒者の把握と介入、交通法規等の関連法令の改正などがある。そして、酒税についても、税率を経由した販売価格の変動を通じて酒類の消費量に影響を与えることから、アルコール関連問題の解消の手段になりうると考えられる。この点について、経済理論上の議論を検討してみよう。

まず、酒税の税率の引上げが酒類の販売価格の引上げにつながるかどうかについては、ドナルド・S・ケンケル (Donald S. Kenkel) 教授 (コーネル大学) によるアラスカ州での分析がある⁽⁸¹⁾。アラスカ州では2002年に酒税率が引き上げられており、その前後における酒類の販売価格の動向を分析したところ、ほぼすべての酒類で転嫁率の平均値が1以上となっていて、酒税の引上げ分以上に酒類の販売価格が引き上げられていたという⁽⁸²⁾。

次に酒類の販売価格が酒類の消費数量に及ぼす影響について、価格が1%上昇した時に需要量が何%減少するかを示す「需要の価格弾力性」の推計結果をみてみよう。需要の価格弾力性が小さいほど、価格が上昇しても需要が減少しないことになる。梁兆輝氏とチャールズ・E・フェルプス (Charles E. Phelps) 氏は、酒類の需要の価格弾力性に関する様々な研究結果をまとめており、代表的な数値としてビール0.3、ワイン1.0、蒸留酒1.5を挙げている⁽⁸³⁾。我が国では、高橋洋輔氏らが鹿児島大学大学院生等を対象としたアンケート調査により酒類の需要の価格弾力性を推計し、ビール0.63、発泡酒0.61、第3のビール0.74、単式蒸留しょうちゅう0.15、清酒0.58、ウイスキー0.35という結果を得ている⁽⁸⁴⁾。一方、福島県において成人飲酒者の価格変更に対する意識調査を行った神田秀幸氏 (福島県立医科大学) によると、男女とも価格上昇に伴って同量を飲酒する割合が減少する

(79) 高品質の商品の生産者価格を P_H 、低品質の商品の生産者価格を P_L 、従量税率を τ 、従価税率を θ 、 $P_H > P_L$ とする。従価税の場合、高品質の商品と低品質の商品との相対価格は $(1+\theta)P_H/(1+\theta)P_L = P_H/P_L$ となり、従価税率の導入以前と変わらない。一方、従量税の場合、相対価格は $(P_H+\tau)/(P_L+\tau) < P_H/P_L$ となることから、従量税を導入すると、高品質の商品の相対価格が低下する。

(80) Keen, *op.cit.*(77), pp.28-29.

(81) Donald S. Kenkel, "Are Alcohol Tax Hikes Fully Passed Through to Prices? Evidence from Alaska," *American Economic Review*, vol.95 no.2, May 2005, pp.273-277.

(82) 転嫁率の平均値は、ビールについて業務用・家庭用ともに多くのブランドで2前後、業務用ワインについて白ワイン3.27、赤ワイン4.19などとなっていた。なお、酒税から酒類販売価格への転嫁率が1以上となる研究結果が多いことが指摘されている。 *ibid.*, pp.273-274.

(83) Siu Fai Leung and Charles E. Phelps, "My Kingdom for a Drink...?: A Review of Estimates of the Price Sensitivity of Demand for Alcoholic Beverages," Michael E. Hilton and Gregory Bloss (eds.), *Economics and the prevention of alcohol-related problems*, NIH publication, no.93-3513, Research monograph no.25, 1993, pp.1-31.

傾向がみられたという⁽⁸⁵⁾。

酒類の需要の価格弾力性については、飲酒の度合いに応じて異なる可能性が高い。特に、重度飲酒者やアルコール依存症の飲酒者は、価格が引き上げられたとしても、あまり消費量を減らさない可能性がある。ウィラード・G・マニング (Willard G. Manning) 氏らは、飲酒の度合いに応じた需要の価格弾力性を分析し、軽度、重度の飲酒者については中度の飲酒者よりも価格に非弾力的（価格が上昇しても消費量をあまり減らさない）であり、中度飲酒者は価格に反応的であるとの結果を得ている。また、超重度の飲酒者については、価格に全く反応せず、完全非弾力的である可能性があるとしている⁽⁸⁶⁾。

一方、重度の飲酒者についても価格反応的であるとする意見もみられる。フィリップ・J・クック (Philip J. Cook) 氏 (デューク大学) とジョージ・タウヘン (George Tauchen) 氏 (同) は、1962 年から 1977 年までの肝硬変による死亡状況を調査し、蒸留酒の価格の 1 ドルの増加は肝硬変による死亡率を 5.4% 引き下げるという関係がみられたとして、重度飲酒者の消費も酒類の価格変化に反応するとしている⁽⁸⁷⁾。

ところで、これらの酒類の需要の価格弾力性は短期間の変化を計測するものである。しかし、重度の飲酒の背景には、酒類の特徴の一つである習慣性や依存性があり、これに着目すれば、

酒類の需要の価格弾力性についての長期的な視点が重要となる。習慣性や依存性を持つ財の最適な消費について分析したものとして、ゲイリー・S・ベッカー (Gary S. Becker) 氏 (シカゴ大学) とケヴィン・M・マーフィー (Kevin M. Murphy) 氏 (同) による論文がある。両氏が用いた経済モデルによれば、習慣性を持つ財の場合、過去の消費の増減と現在の消費の増減とがつながることから⁽⁸⁸⁾、長期の価格弾力性が短期の価格弾力性よりも高くなる可能性が示される。すなわち、ある年の酒類の価格上昇は、その年の酒類の消費を減少させるとともに、さらに飲酒者に習慣性や依存性を生じさせないことから、翌年以降の酒類の消費をも減少させることになる。したがって、酒類の販売価格の引上げによる消費量への長期的な効果については、短期的な価格弾力性で示唆されるよりも大きい可能性がある⁽⁸⁹⁾。

このように酒類の販売価格の変動が習慣性や依存性を通じて将来の消費量にも影響を及ぼすことは、酒税によるアルコール関連問題への効果が短期の需要の価格弾力性で示されるよりも大きい可能性を示唆している。すなわち、酒税率の引上げは、現在の販売価格の引上げと消費量の減少を通じて、将来の問題飲酒者数の低下にもつながる可能性があるといえる。このような視点からは、酒税は、アルコール関連問題に

84 高橋ほか 前掲注(64, p.83. なお、単式蒸留しょうちゅうの価格弾力性の推計値の低さは、調査地 (鹿児島県) の地域特性によるものと指摘されている。

85 神田秀幸ほか「成人飲酒者はアルコール価格が上昇すると禁酒するのか」『日本アルコール・薬物医学会雑誌』47(4), 2012.8, p.177; 神田秀幸「福島県 A 市における成人の飲酒行動に関する研究」『わが国のアルコール対策の評価と成人の飲酒行動に関する研究 平成 23 年度総括・分担研究報告書 厚生労働省科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業』2012.3, pp.59-98. もっとも、神田氏らは酒類の販売価格の上昇だけでは飲酒量の減少に大きな効果は期待できないとしている。

86 Willard G. Manning et al., "The demand for alcohol: The differential response to price," *Journal of Health Economics*, vol.14 iss.2, Jun. 1995, pp.123-148.

87 Philip J. Cook and George Tauchen, "The Effect of Liquor Taxes on Heavy Drinking," *Bell Journal of Economics*, vol.13 no.2, Aut. 1982, pp.379-380. 本文中の 1 ドルは 1967 年時点のものである。また、5.4% の効果は短期的なもので、長期にはその 2 倍となるとの指摘もあり、後述する「長期の価格弾力性」の観点から示唆に富む。

88 モデルでは、習慣性のある財を消費することによる「学習効果」として「消費資本」が蓄積され、この消費資本が各期の効用水準に影響を及ぼすと見立てることで習慣性のある財の消費を表現している。

89 Gary S. Becker and Kevin M. Murphy, "A Theory of Rational Addiction," *Journal of Political Economy*, vol.96 no.4, Aug. 1988, pp.675-700.

対し非常に有効な手段であると考えられよう。

おわりに一今後の酒税の改正に向けて一

本稿では、酒税を取り上げ、諸外国を含め酒税制度の概要や沿革とともに、その政策動向を概観した。また、我が国の飲酒の状況やアルコール関連問題の現状等について確認するとともに、経済理論に基づきアルコール関連問題と酒税との関係等について考察した。最後に、本稿での議論を踏まえつつ、今後の酒税の改正について簡単に触れることとする。

最初にみたとおり、酒税の税収は国税収入の約3%程度となっていて、我が国の重要な収入源を構成している。また、適切な飲酒は、人々の間に円滑なコミュニケーションをもたらしたり、心身に良い影響をもたらすとされてきた。一方、酒類のもたらす悪影響についても本稿でみてきたとおりである。こうしたことを背景に、酒税制について、酒類全体か、又はビールとその代替品とに範囲を限るのかに違いはあるものの、課税の公平性からアルコール分等を基準として負担の均衡化を図るための改正が必要であるという議論がなされてきている。我が国における酒税制度の改正の議論においては、酒類の良い面と悪い面とのバランスを踏まえる必要がある。そして、今後の議論において特に重要と考えられる論点は、①アルコール分に応じた税率の全面的適用、②とりわけビールとその代替品との税率均等化の2点である。

①については、以前から公の場で少なからず議論が行われてきた。平成16年の税制調査会においては、酒類について一括して負担の均衡

化を図ることが議論されており⁽⁹⁰⁾、また、平成21年には鳩山由紀夫首相(当時)が政府税制調査会に「健康に対する負荷を踏まえた課税」の検討を諮問している⁽⁹¹⁾。

また、②については、最近、具体的にビールと発泡酒や新ジャンルとの間の税率格差が問題視されているところである。平成25年度税制改正案においても「類似する酒類間の税負担の公平性の観点等を踏まえた見直しを検討する」とされている⁽⁹²⁾。こうした同程度のアルコール分を持つ酒類間の税率調整については、既に見たとおり、イギリスでの高アルコール分のビールとスピリッツとで税率格差が是正された事例がある。

しかし、酒税制度の見直しについては、多数の国民の生活に影響を与えるとともに、酒造業界等の利益に直接関係することから調整が容易でない。さらに、①のアルコール分に応じた税率を導入した場合の影響について、政府は「仮に現行の税収規模を維持することを前提として、すべての酒類に対して画一的にアルコール度数に応じた課税を行う場合について、一定の仮定を置いて試算すると、ビールについては現行の4割程度の負担となる一方で、清酒については現行の2倍程度の税負担となる等、酒類の税負担に激変をもたらす、酒類の生産・消費の状況に多大な影響を及ぼす」と予測している⁽⁹³⁾。このように、①の方針に沿うことについては、例えば清酒に対する税率には文化的な側面への考慮もあると考えられるなど、短期的には困難であり、議論と調整とに時間をかける必要がある。

一方、②の方針に関連して、慶田昌之氏(立

⁽⁹⁰⁾ 税制調査会「第22回基礎問題小委員会議事録」(平成16年10月12日開催); 税制調査会「第45回基礎問題小委員会議事録」(平成17年11月11日開催)等。

⁽⁹¹⁾ 「諮問」府企第241号(平成21年10月8日) <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2009/_icsFiles/afeldfile/2010/11/22/shimon21.pdf>

⁽⁹²⁾ 自由民主党・公明党『平成25年度税制改正大綱』(平成25年1月24日)pp.90-91. <http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf>

⁽⁹³⁾ 「参議院議員水戸将史君提出 ビール、発泡酒等の酒税に関する質問に対する答弁書」(平成19年12月18日内閣参質168第82号)

正大学)は、ビールと発泡酒や新ジャンルとの酒税率の違いがビールよりも品質が劣るとされる発泡酒等の開発を促進しており、経済厚生を引き下げていると指摘している。発泡酒等が販売されていることによる経済上のロス、2400億円程度とされ、不必要な製品開発をもたらしなないように税制の整合性をとることが重要な政策目標であるという⁽⁹⁴⁾。

②の方針に沿って酒税を改正するとした場合、論点となるのは、ビールとその類似品のどちらに税率を整合させるのかという点であろう。すなわち、ビールの税率を引き下げるのか、発泡酒や新ジャンルの税率を引き上げるのかの選択である。景気低迷により国民所得の減収が続く中、家計が発泡酒や新ジャンルなどの低価格の酒類を購入し、家庭で飲酒していることには留意すべきという意見もみられる⁽⁹⁵⁾。また、酒税の税率引上げが酒類のもたらし良い面にマイナスの影響を与えることは、これまで述べてきたように望ましいことではない。

しかしながら、「Ⅲ アルコール関連問題」でみたとおり、飲酒による悪影響が発生した場合、それは飲酒者個人にとどまらず、医療費の増加や生産性の低下、早期の死亡、犯罪、飲酒運転による交通事故等を通じて社会に損失を与えることになる。我が国のアルコール関連問題による社会的費用は、あくまで試算ではあるものの平成20年でも4兆円強と推計されており看過できない規模となっている。さらに、十分な検証が必要であるがアルコール肝疾患による死亡数が増加していることも留意すべきである

う。

また、「Ⅰ 我が国及び諸外国の酒税制度」でみたとおり、ビールから発泡酒・新ジャンルへと消費が移っていることなどにより、純アルコール11当たりの酒税額も近年低下傾向にあり、販売価格の低下から酒類の入手が容易になっていることは、酒類の習慣性や依存性を考えれば将来の問題飲酒者の増加へとつながる可能性もある。

我が国では、「はじめに」で述べた健康日本21に引き続き、平成25年度から今後10年間にわたる新たな国民健康づくり運動として、健康日本21(第2次)⁽⁹⁶⁾が開始されている。飲酒分野では、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少や未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止を目標に設定し、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組むとしている。酒類の価格等に影響を及ぼす酒税は、アルコール関連問題への取組みの中で、従来から一つの重要な政策手段となっている。今後もこの観点から酒税を検討していくことは重要であり、とりわけビールとその代替品とに同じ税率を課すことについて、税率を引き上げる方向で調整するのか、それとも引き下げる方向で調整するのかに関し、酒類のもたらし良い面と悪い面とのバランスをも考慮しつつ、様々な角度から議論されることが望まれる。

(かじ よしたか)

94) 慶田昌之「ビールと発泡酒の税率と経済厚生」『RIETI Discussion Paper Series』12-J-019, 2012.6. <<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/12j019.pdf>>

95) 税制調査会「平成17年度の税制改正に関する答申」(平成16年11月)のうち「答申に盛り込まれていない主な意見」<<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/161125ik.html>>

96) 厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(厚生労働省告示第430号)(平成24年7月10日)<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_01.pdf>